

平成29年11月24日

建設緑政局関係議案資料 (その2)

議案第135号

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

建設緑政局

都市公園条例の一部改正（公園内運動施設の供用時間等の変更）について

1 改正の背景

都市公園における運動施設の供用時間等については、川崎市都市公園条例で定めている。

近年、市民のスポーツへの関心のさらなる高まりを背景に、利用者の利便性向上の観点から、施設を利用できる時間を延長する等の見直しを図るもの

2 改正の考え方

(1) 供用時間等

- 日没時間等を踏まえた変更
- 近隣施設に合わせた変更

(2) 使用料単位等

- 陸上競技場に合わせた補助競技場の個人使用料単位の変更
- 供用時間の変更に伴う専用使用料単位及び金額の変更

3 改正の内容

(1) 供用時間等

種別	改正前	改正後
陸上競技場 (等々力) (古市場)	1月1日～12月31日 午前9時～午後5時	4月1日～10月31日 午前9時～午後6時
		11月1日～翌3月31日 午前9時～午後5時
補助競技場 (等々力)	1月1日～12月31日 午前9時～午後6時	4月1日～10月31日 午前9時～午後6時
		11月1日～翌3月31日 午前9時～午後5時
運動広場 (等々力)	4月1日～10月31日 午前8時～午後6時	4月1日～10月31日 午前6時～午後6時
	11月1日～翌3月31日 午前8時～午後4時	11月1日～翌1月31日 午前8時～午後4時
		2月1日～3月31日 午前8時～午後5時

(2) 使用料単位等

種別	改正前		→	改正後	
	個人使用料			個人使用料	
	単位	金額		単位	金額
補助競技場 (等々力)	1人1回 (2時間以内)	18歳以上 200円 13歳以上18歳未満 100円		1人1回	18歳以上 200円 13歳以上18歳未満 100円

種別	改正前		→	改正後	
	専用使用料			専用使用料	
	単位	金額		単位	金額
運動広場 (等々力)	1回 (2時間以内)	2,000円		1回 (1時間以内)	1,000円

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後					改正前				
○川崎市都市公園条例 昭和32年3月29日条例第6号 (有料公園施設)					○川崎市都市公園条例 昭和32年3月29日条例第6号 (有料公園施設)				
第6条 都市公園において、有料で利用させる公園施設（以下「有料施設」という。）は、次のとおりとする。					第6条 都市公園において、有料で利用させる公園施設（以下「有料施設」という。）は、次のとおりとする。				
略					略				
2 前項の有料施設の供用期間、供用時間及び休場日は、次のとおりとする。					2 前項の有料施設の供用期間、供用時間及び休場日は、次のとおりとする。				
種別	供用期間	供用時間	休場日	備考	種別	供用期間	供用時間	休場日	備考
陸上競技場	4月1日から	午前9時から	12月29日から	市長は、必要に応じ左欄の供用期間、供用時間及び休場日を変更することができる。ただし、第18条の2第1項に規定する指定管理者が管理を行う有料施設にあっては、当該指定管理者は、必要に	陸上競技場	1月1日から	午前9時から	12月29日から	市長は、必要に応じ左欄の供用期間、供用時間及び休場日を変更することができる。ただし、第18条の2第1項に規定する指定管理者が管理を行う有料施設にあっては、当該指定管理者は、必要に
陸上競技場第1特別室	10月31日まで	午後6時まで	翌年の1月4日までの日		陸上競技場第1特別室	12月31日まで	午後5時まで	翌年の1月4日までの日	
陸上競技場第2特別室		(ただし、照明施設を有する施設については、午前9時から午後8時30分まで)			陸上競技場第2特別室		(ただし、照明施設を有する施設については、午前9時から午後8時30分まで)		
陸上競技場第3特別室					陸上競技場第3特別室				
陸上競技場第4特別室					陸上競技場第4特別室				
陸上競技場会議室	11月1日から	午前9時から			陸上競技場会議室				
陸上競技場シャワー室	翌年の3月31日まで	午後5時まで			陸上競技場シャワー室				
陸上競技場ロッカー室		(ただし、照明施設を有する施設については、午前9時から午後8時30分まで)			陸上競技場ロッカー室				
陸上競技場関係者室					陸上競技場関係者室				
陸上競技場練					陸上競技場練				

改正後					改正前				
習室 陸上競技場多 目的室 陸上競技場放 送室 陸上競技場テ レビ・ラジオ 中継室 陸上競技場大 型映像装置 陸上競技場写 真判定室				応じ、あら かじめ市長 の承認を得 て、同欄の 供用期間、 供用時間及 び休場日を 変更するこ とができる。	習室 陸上競技場多 目的室 陸上競技場放 送室 陸上競技場テ レビ・ラジオ 中継室 陸上競技場大 型映像装置 陸上競技場写 真判定室				応じ、あら かじめ市長 の承認を得 て、同欄の 供用期間、 供用時間及 び休場日を 変更するこ とができる。
陸上競技場照 明施設	1月1日から 12月31日まで	午後6時30分 から午後8時 30分まで			陸上競技場照 明施設		午後6時30分 から午後8時 30分まで		
補助競技場	4月1日から 10月31日まで	午前9時から 午後6時まで			補助競技場		午前9時から 午後6時まで		
	11月1日から 翌年の3月31 日まで	午前9時から 午後5時まで							
運動広場	4月1日から 10月31日まで	午前6時から 午後6時まで		運動広場	4月1日から 10月31日まで	午前8時から 午後6時まで			
	11月1日から 翌年の1月31 日まで	午前8時から 午後4時まで			11月1日から 翌年の3月31 日まで	午前8時から 午後4時まで			

改正後					改正前																																																																
	2月1日から	午前8時から																																																																			
	3月31日まで	午後5時まで																																																																			
略					略																																																																
<p>(使用料)</p> <p>第8条 市長は、有料施設（野球場（富士見公園に設けるものに限る。）、パークボール場、バーベキュー広場、ゴルフ場、球技場、球技場照明施設、球技場特別室、球技場放送室、球技場テレビ・ラジオ中継室、球技場関係者室、多目的屋内施設会議室、多目的屋内施設シャワー室、多目的屋内施設ロッカー室、多目的屋内施設多目的室及び駐車場を除く。）を利用する者からは、次の表に定める金額の範囲内において規則で定める使用料を徴収する。</p> <p>有料施設の使用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th colspan="2">専用使用料</th> <th colspan="2">個人使用料</th> </tr> <tr> <th>単位</th> <th>金額</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">補助競技場</td> <td rowspan="2">1回（4時間以内）</td> <td rowspan="2">5,000円</td> <td rowspan="2">1人1回</td> <td>18歳以上の者 200円</td> </tr> <tr> <td>13歳以上18歳未満の者（高校生を含む。） 100円</td> </tr> <tr> <td>運動広場</td> <td>同（1時間以内）</td> <td>1,000円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>					種別	専用使用料		個人使用料		単位	金額	単位	金額	略					補助競技場	1回（4時間以内）	5,000円	1人1回	18歳以上の者 200円	13歳以上18歳未満の者（高校生を含む。） 100円	運動広場	同（1時間以内）	1,000円			略					<p>(使用料)</p> <p>第8条 市長は、有料施設（野球場（富士見公園に設けるものに限る。）、パークボール場、バーベキュー広場、ゴルフ場、球技場、球技場照明施設、球技場特別室、球技場放送室、球技場テレビ・ラジオ中継室、球技場関係者室、多目的屋内施設会議室、多目的屋内施設シャワー室、多目的屋内施設ロッカー室、多目的屋内施設多目的室及び駐車場を除く。）を利用する者からは、次の表に定める金額の範囲内において規則で定める使用料を徴収する。</p> <p>有料施設の使用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th colspan="2">専用使用料</th> <th colspan="2">個人使用料</th> </tr> <tr> <th>単位</th> <th>金額</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">補助競技場</td> <td rowspan="2">1回（4時間以内）</td> <td rowspan="2">5,000円</td> <td rowspan="2">1人1回</td> <td>18歳以上の者 200円</td> </tr> <tr> <td>2時間以内 13歳以上18歳未満の者（高校生を含む。） 100円</td> </tr> <tr> <td>運動広場</td> <td>同（2時間以内）</td> <td>2,000円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>					種別	専用使用料		個人使用料		単位	金額	単位	金額	略					補助競技場	1回（4時間以内）	5,000円	1人1回	18歳以上の者 200円	2時間以内 13歳以上18歳未満の者（高校生を含む。） 100円	運動広場	同（2時間以内）	2,000円			略				
種別	専用使用料		個人使用料																																																																		
	単位	金額	単位	金額																																																																	
略																																																																					
補助競技場	1回（4時間以内）	5,000円	1人1回	18歳以上の者 200円																																																																	
				13歳以上18歳未満の者（高校生を含む。） 100円																																																																	
運動広場	同（1時間以内）	1,000円																																																																			
略																																																																					
種別	専用使用料		個人使用料																																																																		
	単位	金額	単位	金額																																																																	
略																																																																					
補助競技場	1回（4時間以内）	5,000円	1人1回	18歳以上の者 200円																																																																	
				2時間以内 13歳以上18歳未満の者（高校生を含む。） 100円																																																																	
運動広場	同（2時間以内）	2,000円																																																																			
略																																																																					
<p>附 則</p> <p>この条例は、平成30年4月1日から施行する。</p>																																																																					